

令和2年度パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）実施要項

1 目的

教育公務員特例法第24条の規定並びに「かごしま教員育成指標」及び「鹿児島県教員等研修計画」に基づき、教諭、養護教諭及び栄養教諭に対して、個々の能力や適性等に応じた研修、中堅教諭等としての専門性に関する研修等を実施し、資質の向上を図る。

2 主催

鹿児島県教育委員会

3 共催

鹿児島市教育委員会

4 対象

(1) 教諭

平成31年4月1日現在における在職期間が10年を超えた者

(2) 養護教諭

平成6年度以降に採用され、平成31年4月1日現在における在職期間が10年を超えた者

(3) 栄養教諭

平成6年度以降に学校栄養職員又は栄養教諭として採用され、平成31年4月1日現在における在職期間が10年を超えた者

なお、在職期間の算定については、「在職期間算定に当たっての留意事項」を参考にすること。

5 研修期間

令和2年4月～令和3年3月

6 研修の概要

(1) 教諭

ア 研修対象者の能力・適性等の評価及び研修計画書の作成（4月～5月）

イ 研修の実施（主に6月～2月）

研修計画書に基づき、以下のとおり実施する。

(ア) 校内研修（10日）

研究授業研修（6日）、課題研修Ⅰ（4日）

(イ) 校外研修（10日）

共通研修（2日）、講座選択研修（3日）、課題研修Ⅱ（5日）

ウ 研修状況のまとめ・評価の作成（2月）

(2) 養護教諭

ア 研修対象者の能力・適性等の評価及び研修計画書の作成（4月～5月）

イ 研修の実施（主に6月～2月）

研修計画書に基づき、以下の研修を実施する。

(ア) 校内研修（5日）

個人テーマ研究及び研究授業研修

(イ) 校外研修（8日）

共通研修（2日）、講座選択研修（1日）、専門研修Ⅰ（2日）、
専門研修Ⅱ（3日）

ウ 研修状況のまとめ・評価の作成（2月）

(3) 栄養教諭

ア 研修対象者の能力・適性等の評価及び研修計画書の作成（4月～5月）

イ 研修の実施（主に6月～2月）

研修計画書に基づき、以下の研修を実施する。

(ア) 校内研修（5日）

個人テーマ研究及び研究授業研修

(イ) 校外研修（8日）

共通研修（2日）、講座選択研修（3日）、専門研修（3日）

ウ 研修状況のまとめ・評価の作成（2月）

(参考) 「在職期間算定に当たっての留意事項」

1 次に掲げる期間は、在職期間に通算すること。

なお、途中で退職がある場合も、過去の在職期間は通算する。

(1) 国立（現国立大学法人大学附属学校等）、公立、私立の各学校（県外及び在外教育施設も含む。）に在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）

(2) 行政機関等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間

2 次に掲げる期間が継続して1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を在職期間から除算すること。

(1) 休職の期間

(2) 停職の期間

(3) 育児休業（産前・産後休暇は含まない。）の期間

(4) 病気休暇の期間

(5) 職員団体の役員として専ら従事した期間

なお、別事由の組合せによる継続した1年以上の期間は、除算対象とならない。

また、複数回生じた時の除算は、「累計後に端数切り捨て」ではなく、「その都度端数切り捨て」とする。